第二種事業概要等届出書

年　　月　　日

殿

届出者

都市計画第二種堰事業について、環境影響評価法第39条第２項の規定により読み替えて適用される同法第４条第１項の規定により次のとおり届け出ます。

第二種事業の名称	
第二種事業の目的	
第二種事業の種類	
第二種事業の規模	
第二種事業が実施されるべき区域	
第二種事業に係る技術、工法その他の事業の内容のうち同種の一般的な事業と比べて特に異なっていると認められる事項	

記載要領

１　第二種事業の種類の欄は、堰事業に関し、国土交通大臣、都道府県知事若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市の長が河川工事として行うもの、水道事業若しくは水道用水供給事業を経営し、若しくは経営しようとする者が行うもの、工業用水道事業を営み、若しくは営もうとする者が行うもの、土地改良事業として行うもの又は独立行政法人水資源機構が行うものの別を記載すること。

２　第二種事業の規模の欄は、湛水面積（改築の事業にあっては、改築により増加することとなる湛水面積を含む。）についてヘクタールを単位として記載すること。

３　第二種事業が実施されるべき区域の欄は、当該第二種事業が実施されるべき区域が含まれる都道府県及び市町村（特別区を含む。）の名称を記載するものとし、当該区域及び周囲の概況を明らかにした適切な縮尺の平面図を添付すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。